

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和4年8月22日付けの保護申請却下通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、本件処分の取消しを求めている。

処分庁が行った処分は、管轄外として請求人の生活保護申請を却下したものであるが、請求人は申請当時において居住地がなく、〇〇市で申請しているから、現在地は〇〇市であり、法19条に違反し違法である。

請求人は申請後、一時的に本件住居で寝泊まりしていたが、あくまでも〇〇市で生活保護が決定されるまで、一時的に宿泊する契約で宿泊したのみであり、ここを居住地とできないのは契約上明らかである。

別人が〇〇県〇〇市で生活保護申請後、同じく本件住居で一時的に寝泊まりしていたが、特に管轄違い等とは判断されず開始決定されている事実もあり、〇〇市と〇〇市で、同じ状況でありながら、一方では保護開始、他方では保護却下という、重大な結果を生む取扱いの違いは、違法であり、憲法違反である。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和5年 8月15日	諮問
令和5年11月13日	審議（第83回第3部会）
令和5年12月11日	審議（第84回第3部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令の定め

- (1) 法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものと規定し、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定している。
- (2) 法19条1項は、都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、法の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならないと規定している。
  - ア その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者（1号）
  - イ 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの（2号）
- (3) そして、法24条1項は、保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書を作成することができない特別の事情があるときを除き、要保護者の氏名及び住所又は居所、保護を受けようとする理由、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、さらに、同条3項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、

保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもってこれを通知しなければならないものとし、同条4項は、同条3項の書面には決定の理由を付さなければならないものとしている。

## 2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、令和4年8月8日、請求人から、友人及び代表者同席のもと、本件申請書を收受したが、このとき、請求人は、同日以降は事務所のある〇〇市外の住居に宿泊する旨の説明を担当職員にしたことが認められる。

そこで、担当職員は、請求人が〇〇市に住民登録されていないため、請求人の居住歴を調査したところ、本件申請の前々日まで〇〇町内の温泉旅館に住み込みで就業していたこと、本件申請の前日に〇〇市内のビジネスホテルに1泊し、本件申請の当日以降は担当職員の紹介する近隣の無料低額宿泊所ではなく、〇〇市内の本件住居で生活していたことが認められる。

そうすると、請求人は、処分庁の所管区域内である〇〇市に居住地を有する要保護者に当たるということはできず（上記1・(2)・ア）、また、居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内である〇〇市に現在地を有するものともいうことができない（同・イ）。

以上によれば、請求人について、本件申請時に居住地が〇〇市外に決まっていたため、〇〇市には生活保護の実施責任がないものとして本件申請を却下した処分庁の判断に不合理な点はなく、本件処分は、上記法令の定めに従って適正になされたものであるから、本件処分に違法又は不当な点を認めることはできない。

## 3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、本件申請は〇〇市に対して行ったものであること、本件処分通知書に記載の居住地は一時的に宿泊する契約で宿泊したのみであり、居住地とすることができないのは明らかであるとして、本件処分は違法及び不当である旨主張する。

しかしながら、請求人は、事務所の所轄区域である〇〇市に住民票登録もされておらず、また、本件申請当日には、事務所の所管区域外において寝泊まりする住居が既に決まっており、本件申請当日以降も引き続き同一の住居で生活していることが認められる以上、請求人の居住地又

は現在地が〇〇市内にあるということとはできない。

また、本件と同じ状況でありながら、他の自治体では保護開始されている例があるとし、取扱いの違いは違法であり、憲法違反であると主張するが、本件処分については、法令の定めに従って適正になされたものであり、違法又は不当な点が認められないことは上記のとおりである。

したがって、請求人の主張は採用することができない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

羽根一成、加々美光子、青木淳一